

鹿屋市会計年度任用職員の人事評価に関する規程の一部を改正する訓令
鹿屋市会計年度任用職員の人事評価に関する規程（令和２年鹿屋市訓令第18号）
の一部を次のように改正する。

第５条を次のように改める。

（人事評価の期間）

第５条 評価期間は、上期を４月１日から９月30日までとし、下期を10月１日から
翌年３月31日までとする。

第９条中第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項の次に次の１項を加
える。

２ 評価期間の期末において、被評価者は自己申告を行い、一次評価者に提出する
ものとする。

第10条を削る。

第11条中「任用」の次に「、給与、分限」を加え、同条を第10条とし、第12条を
第11条とし、第13条を第12条とする。

附則第２項を削り、附則第１項の項番号を削る。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第2条関係）

会計年度任用職員人事評価シート

被評価者	所属		職名			
	評価期間		氏名			
評価者	一次評価者	職名 氏名	二次評価者	職名 氏名		
評価項目		着眼点		自己申告	一次評価者	二次評価者
業績評価	目標達成度	与えられた業務について、当初の目標を達成することができたか		A B C	A B C	A B C
	業務遂行	適切な理解と判断のもと、業務を正確かつ迅速に遂行できたか		A B C	A B C	A B C
意識姿勢評価	服務規律	勤務態度が良好で、一生懸命業務に取り組む姿勢が見られたか		A B C	A B C	A B C
	協調性	組織の一員として、率先して他の職員と協力し、補い合うことができたか		A B C	A B C	A B C
能力評価	知識・技術	必要な知識・技術を有し、又は身に付け、業務を遂行したか		A B C	A B C	A B C
評価点		一次、二次評価点の合計 点			一次評価者 点	二次評価者 点
自己申告コメント (必要に応じて)						
一次評価者総合意見 (必要に応じて)						
二次評価者総合意見 (必要に応じて)						
最終評価		A B C				

<評価点数表>

	A	B	C
各評価項目	5	3	1
最終評価	50～42	41～26	25～10

附 則

この訓令は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。